

## 2-5 材料検査願・材料承認願

受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

（川崎市工事請負契約約款第 14 条 工事材料の品質及び検査等）

### （1）材料検査願

材料検査願に対象材料を記入の上、事前に監督員に提出を行う。

（材料検査における留意点）

#### ア 材料検査について

- ① 対象は設計図書（仕様書、契約図面、工事設計書等）で仕様が指定された材料のみ。
- ② 材料検査願を事前に監督員に提出する。
- ③ 対象材料については、施工計画打合せ時に受発注者にて確認を行い、施工計画書にその材料と所要数量（数量根拠も併せて）を記載する。
- ④ 検査は、搬入毎、又は使用前にまとめておこなってもよい。
- ⑤ 検査は一部の材料かサンプルと品質規格証明資料等を基に、要求された品質及び規格に適合しているか確かめるものであり、規格及び型式毎に 1 回以上提出する。（設計図書で数量の確認を行うとされたもの以外は全数確認の必要がない。）
- ⑥ 監督員は、検査を行った材料については、材料検査簿に記録を行う。
- ⑦ 材料検査簿の備考欄は、確認において指示をした事項及び材料の品質、規格等で特記すべき事項があれば記入する。

#### イ 材料検査における監督員の臨場

監督員は、受注者から提出された材料検査願により、臨場し、材料確認を行う。

受注者は、やむを得ず監督員の臨場確認が得られない場合は、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料・納品伝票等を監督員へ提出し、机上確認を受けることができる。また、受注者が希望する場合には、「川崎市港湾局建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき、遠隔により臨場し確認することができる。

#### ウ 材料確認の写真撮影について

材料確認の写真撮影は、川崎市港湾工事共通仕様書及び川崎市土木工事写真管理基準によるものとする。撮影項目、頻度は次のとおり。

区分		写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に 1 回 [使用前]
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に 1 回
		検査実施状況	各品目毎に 1 回 [検査時]

エ 材料納入伝票

材料納入伝票については、受注者が管理・保管し、監督員の指示があれば、常に提示できるようにしておく。また、工事完成時に監督員に提出すること。

オ 指定された材料以外の材料検査について

設計図書及び監督員に確認を指定された材料以外は、事前に監督員の確認を受ける必要はない。

(2) 材料承認願（使用材料の品質証明書）

川崎市港湾工事共通仕様書第2章材料及び川崎市土木工事共通仕様書第2編材料編に基づき、対象材料の品質証明資料を工事打合せ簿に添付して監督員に提出を行う。

【参考：川崎市土木工事共通仕様書第2編抜粋】

1. 一般事項

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

4. 見本・品質証明資料

受注者は、設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

記載例

3-17号様式

一般監督員	主任監督員	総括監督員
-------	-------	-------

**材 料 検 査 願**

令和 ○年 ○月 ○日

川 崎 市 長 様

請負者又は (株)○○建設  
現場代理人 ○○ ○○

次の工事に使用する材料の検査をお願いします。

契 約 番 号	第 ○○○○○○○ 号		
工 事 名	○○○○○工事		
工 事 場 所	川崎市 川崎区 ○○○・・・・		
材 料 名	規 格 等	材 料 名	規 格 等
アスファルト・ コンクリート	再生密粒度As (20)		
碎石	再生碎石 (Rc-40)		
コンクリート	18-8-25 (20) 高炉		



## 2-6 施工体制台帳・施工体系図

建設業法第24条の7により施工体制台帳及び施工体系図の作成が特定建設業者に義務づけられ、建設業法施行規則の改正により平成7年6月29日より実施されている。なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）第15条により、公共工事の場合においては、下請負契約を締結した建設業者は施工体制台帳を作成し、監督員にその写しを提出しなければならないとされている。また、施工体系図についても入契法に基づき下請負契約を締結した建設業者は作成が義務付けられていて、川崎市土木工事共通仕様書でその写しを監督員へ提出しなければならないとされている。なお、施工体系図の提出により、下請負の施工体制が確認できるため、下請業者編成表の提出は不要とする。

(川崎市港湾工事共通仕様書 1-1-10 施工体制台帳)

(川崎市土木工事共通仕様書 1-1-1-10 施工体制台帳)

(建設業法第24条の7 施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

(入契法第15条 施工体制台帳の作成及び提出等)

### (1) 対象工事

当該工事を施工するために下請契約を締結したすべての工事を対象とする。

### (2) 記載すべき内容

ア 建設業法第24条の7第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項

イ 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者

ウ 監理技術者、主任技術者（下請負を含む）、監理技術者補佐及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真 <工事担当技術者台帳>

エ 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

ただし、二次下請人となる警備会社であっても記載を指導する。

(交通誘導(警備業務)については、建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のも行われるものであるため「記載を指導する」としています。)

オ 健康保険等の加入状況

カ 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況

### (3) 施工体制台帳の添付資料

元請け及び各下請けにかかる請負契約書（写し）、元請の監理（主任）技術者、専門技術者の資格・雇用を証明する資料とする。

下請契約書には、下請金額のほか工期、作業内容（材料や建設機械の支給有無）、社会保険等の加入状況がわかるように記述する。

### (4) 提出手続き

受注者は工事着手までに施工体制台帳及び施工体系図を作成し、監督員にその写しを提出する。また、施工体制に変更が生じた場合には、その都度提出する。

(5) その他

ア 施工体制台帳（工事担当技術者台帳を含む）は、工事現場ごとに備えておく。なお、施工体制台帳の添付書類は、建設業法施行規則第14条の2第4項の規定により、その記載事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該添付書類に代えることができる。従って、電子契約を行った場合の請負契約書の写し（以下「電子契約書」という。）が同様の方法で表示できるときは、当該電子契約書を印刷して施工体制台帳に書面で添付することを要しないものとする。

イ 施工体系図は、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示する。

(6) 様式（参考様式。内容が確認できる書類であればこれによらない。）

施工体制台帳（再下請通知）

作業員名簿（建設業法施行規則第14条の2第2号チ及び第4号チに規定される事項）

施工体系図



《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	株式会社 ○○組 ○○○○○○○○○○○○○○○○	代表者名	□□ □□
住所	〒○○○-○○○ ○○市○○区○○…		
工事名称及び工事内容	○○○ 工事 舗装工 A=○○○m <sup>2</sup>		
工期	自 令和○年 ○月 ○日 至 令和○年 ○月 ○日	契約日	令和○年 ○月 ○日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	土木 と、土工 工事業	大臣 特定 知事 一般 第○○○○号	令和○年 ○月 ○日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		△営業所	ZZZ	ZZZZ	ZZZZ-ZZZ-Z

現場代理人名	◇◇ ◇◇	安全衛生責任者名	◎◎ ◎◎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	×× ××
主任技術者名	専任 非専任 ◇◇ ◇◇	雇用管理責任者名	×× ××
資格内容	実務経験(10年・と)	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況（有無）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	外国人建設就労者の従事状況（有無）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
--------------------	--	-------------------	--	-------------------	--

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

(記入要領)

ア 会社名・事業者 ID には会社名と CCUS(建設キャリアアップシステム)の事業者 ID を記載する。ただし、未登録の場合は会社名のみで良い。

イ 「権限及び意見申立方法」が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。

ウ 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。

エ 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

オ 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。

- ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
- ② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
- ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

なお、自ら施工しない場合には、当該附帯工事(軽微(500万円以下)な工事は除く)に係る建設業の許可を受けた建設業者に該当工事を施工させなければならない。また、附帯工事は、下請業者にとっては、主たる工事となることから、下請業者の台帳には、主任技術者として記載することとなる。

※軽微(500万円以下)は、注文者が材料を支給する場合には、請負代金に支給材料の市場価格(運送賃含む)を加えた額で判断する。



## 《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 ・事業者ID	株式会社 ○○興業 ○○○○○○○○○○○○○○○○	代表者名	▽▽ ▽▽
住所 電話番号	〒○○○-○○○ ○○市○○区○○…		
工事名称 及び 工事内容	○○○○ 工事 舗装工 A=○○○m <sup>2</sup>		
工期	自 令和○年 ○月 ○日 至 令和○年 ○月 ○日	契約日	令和○年 ○月 ○日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	土木 と、土工 工事業	大臣 特定 知事 一般 第○○○○号	令和○年 ○月 ○日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		<input checked="" type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入 適用除外	<input checked="" type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入 適用除外	<input checked="" type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	<input type="checkbox"/> 営業所	AAA	AAAA	AAAA-AAA-A			

現場代理人名	▲▲ ▲▲	安全衛生責任者名	▲▲ ▲▲
権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	■ ■ ■ ■
主任技術者名	専任 非専任 ▲▲ ▲▲	雇用管理責任者名	■ ■ ■ ■
資格内容	実務経験(10年・と)	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外 国人の従事の状 況(有無)	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
-----------------------------	---	----------------------------	---	----------------------------	---

## ※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

※[主任技術者、専門技術者の記入要領]

- ア 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。
- イ 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- ウ 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
- ① 経験年数による場合
- 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
  - 2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
  - 3) その他 10年以上の実務経験
- ② 資格等による場合
- 1) 建設業法「技術検定」
  - 2) 建築士法「建築士試験」
  - 3) 技術士法「技術士試験」
  - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
  - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
  - 6) 消防法「消防設備士試験」
  - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

※[健康保険等の加入状況の記入要領]

- ア 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
- イ 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
- ウ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- エ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- オ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。







## 2-8 工事測量成果表

受注者は、仮BM（仮座標点）の設置に係わる測量結果を監督員へ提出する。また、設計図書に示されている数値と測量結果に差異が生じた場合は、測量結果を監督員に提出するものとする。

（川崎市港湾工事共通仕様書 1-1-33 工事測量）

（川崎市土木工事共通仕様書 1-1-1-39 工事測量）

	測量結果の提出・提示の別
仮BM（仮座標点）	提出
差異がある	提出
差異がない	提示

## 2-9 浮島指定処分地建設発生土発券依頼書

受注者は、特記仕様書により建設発生土の搬入先が指定されている場合は、その指示に従う。

### (1) 浮島指定処分地

受注者は、川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱を遵守する。

浮島指定処分地への建設発生土受入れ申請は、監督員より港湾局庶務課へ行うため、以下の申請に必要な情報を監督員へ提供すること。

#### ア 浮島指定処分地建設発生土発券依頼書

受注者は、監督員が依頼書の申請に必要な以下の情報を監督員へ提供する。

- ・ 検定の要否判定
- ・ 必要とする建設発生土購入整理券（券種、枚数）
- ・ 添付資料（「土砂検定試験結果表」及び試料採取位置を明記した図面）
- ・ 納入通知書送付先

#### イ 搬入整理券

受注者は、監督員より提供される搬入整理券を残土運搬の際に利用する。

（電子データにて提供される際は、印刷して切り取り線の通り切り取る。）

#### ウ 浮島指定処分地建設発生土受入変更発券依頼書（変更がある場合）

受注者は、変更が生じる際には監督員が依頼書の申請に必要な以下の情報を監督員へ提供する。

- ・ 未使用券の変更（レ点チェック）
- ・ 券種の変更内容
- ・ 土量の変更（整理券枚数の変更）
- ・ 追加検定の要否（土量、面積に変更がある場合のみ）
- ・ 納入通知書送付先（「土砂検定試験結果表」及び試料採取位置を明記した図面、変更する場合は変更予定の搬入整理券）

#### エ 浮島指定処分地建設発生土搬入完了届

受注者は、建設発生土の搬入の完了後速やかに監督員へ報告を行う。完了届の提出は監督員が行う為、監督員を通して受領する「浮島指定処分地搬入実績書」を保管し、検査時に提示できるようにしておくこと。

# 浮島指定処分地建設発生土発券依頼書の入力上の注意

## 新規依頼の注意点

①黄色セルが消えるように記入する

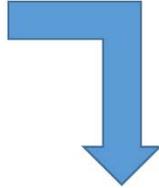
浮島指定処分地建設発生土発券依頼書

種別 港湾局長 工事等担当局長

浮島指定処分地建設発生土等受入要綱、その他関係法規（特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」）に抵触する産業廃棄物に該当しないこと（適合）を調査し、適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容に発券を依頼します。

なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理いたします。

工種別	西暦	2026	年	3	月	15	日
担当事業	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 No.1~No.37に係る検定	契約土量	1000	m <sup>3</sup>	1	検体[参考1参照]	
検定の要否判定	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 No.1~No.37に係る検定	発生面積	1000	m <sup>2</sup>	0	検体[参考2参照]	
必要とする建設発生土搬入整理券	券種	枚数					
	2t車	1.1m <sup>3</sup> /台換算				枚	
	3t車	1.6m <sup>3</sup> /台換算				55 枚	
	4t車	2.2m <sup>3</sup> /台換算				100 枚	
	5t車	4.4m <sup>3</sup> /台換算				枚	
	10t車	5.5m <sup>3</sup> /台換算				126 枚	



②行列は変更しない

第1号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、エクセルにて58syomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。

### 浮島指定処分地建設発生土発券依頼書

2025 年 4 月 1 日

港湾局長 工事等担当局長

③いづれかにチェック ④不明な場合は環境局へ確認

浮島指定処分地建設発生土等受入要綱、その他関係法規（特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」）に抵触する産業廃棄物に該当しないこと（適合）を調査し、適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容に発券を依頼します。

なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理いたします。

工事名(契約名)	●●●●●工事 ← 正確に					
工期末	西暦	2026	年	3	月	15 日
担当部署名	●●局●●部●●課			監督員名	川崎 太郎	
検定の要否判定	搬出地域 (レ点を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 公害防止条例による調査必要地 <input type="checkbox"/> 河川区域				
	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 No.1~No.37に係る検定	契約土量	1000	m <sup>3</sup>	1	検体[参考1参照]
	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 No.1~No.37に係る検定	発生面積	1000	m <sup>2</sup>	0	検体[参考2参照]
必要とする建設発生土搬入整理券	券種		枚数			
	2t車	1.1m <sup>3</sup> /台換算	枚			
	3t車	1.6m <sup>3</sup> /台換算	55 枚			
	4t車	2.2m <sup>3</sup> /台換算	100 枚			
	5t車	4.4m <sup>3</sup> /台換算	枚			
10t車	5.5m <sup>3</sup> /台換算	126 枚				
現場代理人氏名及び連絡先	氏名 川崎 次郎			TEL: 044-000-0000		
添付資料	(1)「契約書」の写し (2)検定有りの場合:「土砂検定試験結果表(計量証明部分のみ)」の写し及び試料採取位置図 (3)第8号様式(建設発生土搬入車両登録書)					
納入通知書送付先	原則として、契約書に記載されている住所に送付					

⑥契約書の添付を忘れずに

⑦必要検体数に応じて添付

⑧作成の上必ず添付する

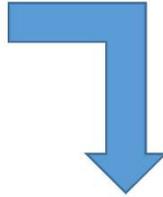
※納入通知書の送付先について、納入手続に支障がある場合には監督員よりご相談ください。

# 変更依頼書

①黄色セルが消えるように記入する

第4号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、エクセルにて58syomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。

浮島指定処分地建設発生土受入変更発券依頼書		2025年4月15日		
港湾局長		工事等担当局長		
<small>浮島指定処分地建設発生土等受入要綱、その他関係法規(特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」)に抵触する産業廃棄物に該当しないこと(1)を調査し、かつ(2)に適合しない産業廃棄物の発生を防止する観点から、(1)の旨にて変更を依頼します。  <small>(2) 浮島指定処分地建設発生土等受入要綱、工事等担当課及び関係法令にて適切に管理いたします。</small> </small>				
工期の変更	変更後の完成期限(西暦)	年	月 日	
整理券枚数の追加	車種	増加分数		
	2t車	1.1m <sup>3</sup> /台換算	枚	
	3t車	1.6m <sup>3</sup> /台換算	枚	
	4t車	2.2m <sup>3</sup> /台換算	枚	
	10t車	5.5m <sup>3</sup> /台換算	枚	
追加検定の要否判定 ※土量及び面積の変更がある場合のみ記入	搬出地域(レ点を記入) <input checked="" type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 公害防止条例による調査必要地 <input type="checkbox"/> 可川区域			
追加検定の要否判定 ※土量及び面積の変更がある場合のみ記入	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 No.~No.37に係る検定	変更後の総契約土量	2000 m <sup>3</sup>	2 検体[参考1参照]
	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 ダイオキシソ類に係る検定	2000 m <sup>2</sup>	0 検体[参考2参照]	
添付資料	(1)「契約書」の写し ※変更契約が間に合わない場合は、当初契約書を添付すること。なお、後日、変更契約書を提出すること。 (2)「土砂検定試験結果表」の写し(計量証明書部分のみ)及び試料採取位置図 ※追加検定は、当初検定数との差分のみ実施・提出して下さい。			



②行列は変更しない

第4号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、エクセルにて58syomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。

浮島指定処分地建設発生土受入変更発券依頼書		2025年4月15日		
港湾局長		工事等担当局長		
浮島指定処分地建設発生土等受入要綱、その他関係法規(特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」)に抵触する産業廃棄物に該当しないこと(1)に適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容にて発券を依頼します。 なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理いたします。				
工期の変更	変更後の完成期限(西暦)	2026年3月31日		
整理券枚数の追加	券種	増加枚数		
	2t車	1.1m <sup>3</sup> /台換算	枚	
	3t車	1.6m <sup>3</sup> /台換算	枚	
	4t車	2.2m <sup>3</sup> /台換算	枚	
	10t車	5.5m <sup>3</sup> /台換算	182 枚	
追加検定の要否判定 ※土量及び面積の変更がある場合のみ記入	搬出地域(レ点を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 公害防止条例による調査必要地 <input type="checkbox"/> 可川区域		
	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 No.~No.37に係る検定	変更後の総契約土量	2000 m <sup>3</sup>	2 検体[参考1参照]
追加検定の要否判定 ※土量及び面積の変更がある場合のみ記入	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 ダイオキシソ類に係る検定	2000 m <sup>2</sup>	0 検体[参考2参照]	
	添付資料	(1)「契約書」の写し ※変更契約が間に合わない場合は、当初契約書を添付すること。なお、後日、変更契約書を提出すること。 (2)「土砂検定試験結果表」の写し(計量証明書部分のみ)及び試料採取位置図 ※追加検定は、当初検定数との差分のみ実施・提出して下さい。		

④いずれかにチェック

③追加で必要な枚数を記入

⑤数字は0でも記入

⑥変更契約書の添付を忘れずに

⑦追加分のみ添付して下さい

## 2-10 工事作業許可申請

受注者は、港則法第31条に基づき、川崎港で工事・作業を実施する場合には、港長の許可が必要であり、着手希望日の原則1ヶ月前までに横浜海上保安部航行安全課へ工事・作業許可の申請（標準処理期間を「1か月」としている）しなければならない。

※申請書に添付する書類等の詳細については、「京浜港における工事・作業・(行事)許可申請要領（港則法関連）」を参照のこと

なお、施設の維持のための小規模な作業や船舶交通の安全確保に影響を及ぼさない工事又は作業等については許可を必要とせず、川崎海上保安署へ届出のみで済む場合もあるため、確認が必要である。

## 2-11 道路工事使用許可申請

受注者は、道路交通法が適用される道路（基本的に川崎DKC管理道路、国道、首都高速道路）で工事を実施する場合には、臨港警察署（首都高の場合は、神奈川県警察（高速道路交通警察隊））に道路工事使用許可申請を行う必要がある。申請許可結果は、打合せ簿で監督員に提出する。

なお、臨港道路（ふ頭用地内）で工事を実施する場合については、港湾管理課に対して事前相談が必要となる。事前相談は、川崎市簡易版電子申請サービス（LoGoフォーム）の事前相談フォームから申請する。申請を受理した後、内容を審査したうえで原則30日以内に許可書が発行される。また、工事開始日までに港湾管理課宛に工事着手届の提出が必要である。

## 2-12 ソーラス区域内作業届

改正 SOLAS 条約により、フェンス・ゲートで区切られた国際航海船舶が着岸する制限区域内（ソーラス区域内）の港湾施設（岸壁等）への立ち入りが制限されているため、受注者は、ソーラス区域内で工事を実施する場合には、港営課保安対策班に入場許可申請を行わなければならない。

## 2-13 周辺企業・港湾利用者等への工事案内

受注者は、工事に伴い通行や荷役等に影響が生じる場合には、工事着手前に工事案内資料等を作成し、周辺企業・港湾利用者等に対して工事説明を行う。工事案内については、基本的に受注者が行うが、必要に応じて発注者から説明を行った方が良い場合もあるため、注意が必要である。

## 2-14 特定建設作業実施届（騒音・振動）

受注者は、くい打ち機やさく岩機、バックホウなどの騒音や振動を発生する建設機械を使用してくい打ちや建築物の解体などを行う場合は、「特定建設作業実施届出書」を特定建設作業実施の7日前までに環境局環境対策部環境保全課へ届出する必要がある。なお、工業専用地域における作業及び1日で終了する作業については届出の必要はない。

なお、詳細については、市のホームページ「建設工事騒音・振動」を参照のこと。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-2-3-2-0-0-0-0.html>

## 2-15 埋設物調査結果

埋設物調査については、工事担当者が予め実施しているものと思われるが、受注者は、改めて工事施工箇所について施工開始前までに埋設物の調査を実施し、その結果について監督員へ提出する。埋設物には東電、NTT、上水道、下水道、ガス、パイプライン、航路信号ケーブルなどがあるため、占有企業者等へ照会を実施すること。

## 2-16 ふ頭用地利用許可申請

現場事務所や労務者宿舍の営繕に要する費用については、工事設計積算上、共通仮設費の率積算に含まれており、その場合には、受注者がふ頭用地利用許可申請を行う。なお、申請については、事前に港湾管理課に対して相談が必要となる。事前相談は、川崎市簡易版電子申請サービス（LoGo フォーム）の事前相談フォームから申請する。申請を受理した後、内容を審査したうえで原則 30 日以内に許可書が発行される。

### 3. 工事施工中

#### 3-1 工事打合せ簿

工事打合せ簿は、発注者及び受注者が工事施工状況についてお互いに確認し合い、行き違いないように書類に記録しておく重要な書類である。

工事打合せ簿の作成においては、設計図書の要求事項を明確にするとともに、それを確認できる必要最小限の関係書類を添付する。

なお、発注者及び受注者が合意した場合は、「川崎市土木工事等の情報共有システム試行実施ガイドライン」に基づき、情報共有システムによりお互いに確認することができるものとする。

#### (1) 定義・留意点

##### ア 指示

「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

(川崎市港湾工事共通仕様書 1-1-2 15 指示)

(川崎市土木工事共通仕様書 1-1-1-2 15 指示)

実務上では、監督員は工事内容の変更等について指示書により受注者に通知し、受注者は指示内容（施工位置、数量、形状寸法、品質、その他指示事項等）を確認のうえ、監督員に回答する。

なお、口頭による指示があった場合の処理については、川崎市港湾工事共通仕様書 1-1-6 監督員（川崎市土木工事共通仕様書 1-1-1-6 監督員）によると「監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。」と規定されている。

##### イ 承諾

「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。

(川崎市港湾工事共通仕様書 1-1-2 16 承諾)

(川崎市土木工事共通仕様書 1-1-1-2 16 承諾)

承諾事項は品質管理に関する項目が多く、承諾を受ける内容を明確に記入するとともに、必要な最小限の関係資料を添付する。

##### ウ 協議

「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(川崎市港湾工事共通仕様書 1-1-2 17 協議)

(川崎市土木工事共通仕様書 1-1-1-2 17 協議)

実務上では、受注者からの打合せ簿により監督員に協議される場合が多い。

協議内容の多くは、設計図書と工事現場の状態の不一致等によるものと考えられ、この場合、工事数量及び構造変更等設計変更に関わる事項が多いので、十分な現地調査、構造の検討を行い、協議内容（理由、対策検討の内容、数量、形状寸法、施工方法等）を工事打合

せ簿で明確に記載して協議を行わなければならない。

#### エ 提出

「提出」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(川崎市港湾工事共通仕様書 1-1-2 18 提出)

(川崎市土木工事共通仕様書 1-1-1-2 18 提出)

提出事項は、施工計画書等の書類、材料の見本または資料の提出等、施工前の処置事項が多く、提出が遅延すると工程に影響を来すので留意する。

#### オ 提示

「提示」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

(川崎市港湾工事共通仕様書 1-1-2 19 提示)

(川崎市土木工事共通仕様書 1-1-1-2 19 提示)

よって、提示については、工事打合せ簿を作成する必要はないが、提示した資料については、検査対象書類であるため、検査時に提示できるようにしなければならない。

#### カ 報告

「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

(川崎市港湾工事共通仕様書 1-1-2 20 報告)

(川崎市土木工事共通仕様書 1-1-1-2 20 報告)

報告内容は主として事故、苦情、施工中の異常発見であり、工事打合せ簿により監督員に報告される。この場合、遅延なく、的確に監督員に報告しなければならない。

#### キ 通知

「通知」とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

(川崎市港湾工事共通仕様書 1-1-2 21 通知)

(川崎市土木工事共通仕様書 1-1-1-2 21 通知)

#### ク 連絡

「連絡」とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、川崎市工事請負契約約款第 19 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

(川崎市港湾工事共通仕様書 1-1-2 28 連絡)

(川崎市土木工事共通仕様書 1-1-1-2 22 連絡)

よって、連絡については、工事打合せ簿を作成する必要はない。

工事打合せ簿は、本書を 2 部作成し、各々保管する。



### 3-2 工事履行報告書

受注者は、川崎市工事請負契約約款第12条の規定に基づき、工事履行報告書を監督員に提出しなければならない。

(川崎市港湾工事共通仕様書 1-1-25 履行報告)

(川崎市土木工事共通仕様書 1-1-1-26 履行報告)

工事履行報告書は、監督員が工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行うための書類であるため、毎月月初めに速やかに前月の契約の履行について報告すること。

第3号様式		工事履行報告書		記載例
令和 ○年 ○月 ○日現在				
契約番号	○○○○○○○○○			
件名	○○○○工事			
工期	令和 ○年 ○月 ○日から令和 ○年 ○月 ○日まで			
月別	予定工程 (%) ( ) は、工程変更後	実施工程 (%) ( ) は、予定工程との差	備考	
○月	○ ( )	○ ( ±○ )		
○月	○○ ( )	○○ ( ±○ )		
○月	○○ ( )	○○ ( ±○ )		
○月	100 ( )	( )		
	( )	( )		
	( )	( )		
	( )	( )		
	( )	( )		
	( )	( )		
	( )	( )		
	( )	( )		
	( )	( )		
	( )	( )		
備考				
注1 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入してください。				
注2 「月別」欄が不足する場合は適宜増やしてください。				

### 3-3 工事週間工程表

工事週間工程表は、監督員が工事の進捗状況を一週間単位で把握できるとともに、受注者は監督員との立会の日程調整を円滑に進めることができる利点があるため、使用することが望ましい。作成は任意である為、検査時の提示・提出は不要とする。

### 3-4 工事日報

工事の進捗及び工事費を把握するため受注者は工事日報を作成するが、工事日報の写しの提出は不要とする。なお、精算事項の確認等で監督員からの要望があった際には提示を行うこと。

### 3-5 段階確認書

「段階確認」とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

(川崎市港湾工事共通仕様書 1-1-2 30 段階確認)

(川崎市土木工事共通仕様書 1-1-1-2 35 段階確認)

「段階確認」は、川崎市港湾工事共通仕様書 1-1-19 監督員による材料検査、段階確認及び立会、川崎市土木工事共通仕様書 3-1-1-3 監督員による確認及び立会等に規定されている。

なお、「別表 1 段階確認一覧 (P62 参照)」及び川崎市土木工事共通仕様書「表 3-1-1 段階確認一覧表」に基づき、施工計画書作成の段階に受発注者間で立会い工種、確認頻度を決定しておく。

#### (1) 実施方法

##### ア 段階確認項目

「段階確認一覧表」の工種及び特記仕様書に別途記載される施工段階において、受注者は段階確認を受けなければならない。

##### イ 段階確認報告

受注者は段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督員に提出しなければならない。様式及び記入方法は作成例に示す。

##### ウ 段階確認

監督員は段階確認書により段階確認予定を受注者に通知し、臨場等は、提示された資料に基づき該当箇所の確認を行うこととなる。

#### (2) 段階確認・立会における留意点

ア 「監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。」とされている。

(川崎市土木工事写真管理基準 2-4 写真の省略)

注) 段階確認で撮影した写真を出来形管理写真とする。

イ 段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、監督員が確認した実測値を記入することとし、受注者は、段階確認の為に新たに資料を作成する必要はない。

ウ 監督員が段階確認に臨場した場合、受注者は、監督員が立会っている状況写真を段階確認書に添付する必要はない。

エ 段階確認は臨場が原則であるが、やむを得ず監督員の臨場確認が得られない場合は、受注者は施工管理記録、写真等の資料を整備、提出し、机上確認を受けることができる。また、受注者が希望する場合には、「川崎市港湾局建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき、遠隔により臨場し確認することができる。

オ 段階確認が完了しないと施工の続行ができず工事工程に影響を及ぼすことから、計画的な確認を行うよう受注者・発注者とも留意する必要がある。

(3) 段階確認の臨場

ア 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。

この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

段 階 確 認 書				
施 工 予 定 表				
記載例		令和〇年〇月〇日		
下記のとおり施工段階の予定時期を報告します。				
工事名                   〇〇〇〇 工事		受注者：株式会社 〇〇〇建設 現場代理人等：〇〇 〇〇		
種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事
鋼管矢板工	鋼管矢板(タイプ1)	打込み時 長さ	令和〇年〇月中旬	※監督員が記事、 受理日等を記入
通 知 書				
令和〇年〇月〇日				
下記種別について、段階確認を行う予定ですので、通知します。				
監督員：〇〇 〇〇				
確認種別	確認細別	確認時期項目	確認実施予定日	確認実施日
鋼管矢板工	鋼管矢板(タイプ1)	打込み時 長さ	令和〇年〇月中旬	※実施年月日、 及び特記事項を 記入
確 認 書				
令和〇年〇月〇日				
上記について、段階確認を実施し確認しました。				
監督員：〇〇 〇〇				

別表 1

段階確認一覧

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度等
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ 深さ等	1回／1工事
掘削工		土質の変化した時	土質の変化位置	1回／土質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤工)		ブルーフローリング 実施時	ブルーフローリング実施 状況	1回／1工事
安定処理工	路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延 長、施工厚さ	1回／1工事
	置換	掘削完了時	使用材料、基準高、幅、延 長、施工厚さ	1回／1工事
固結工	薬液注入 高圧噴射攪拌	施工時	使用材料、深度、注入量	1回／10本
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の 適否	試験矢板＋1回／1 00枚
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の 適否、杭の支持力	試験杭＋1回／5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		掘削完了時 (中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時 (中掘杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	
場所打杭	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋1回／5本
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対 比	30%程度／1構造 物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋1回／5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	試験杭＋1回／5本
護岸工	法覆工(覆土施工があ る場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1工事

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度等
重要構造物 函渠工 (樋門、樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) RC擁壁 共同溝本体工 その他		土質の変化した時	土質変化位置	1回/土質の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対 比	30%程度/1構造
		埋め戻し前	設計図書との対 比 (不可視部分の出来形)	1回/1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対 比	30%程度/1構造
鋼橋		仮組立完了時 (仮組立が省略の 場合除く)	キャンバー、寸法	1回/1構造物
ポステンションT 桁製作工 プレキャストプロ ック桁組立工 プレビーム桁製作 工 PC桁製作工 床版・横組工		プレストレス 導入完了時 横締完了時	設計図書との対 比	5%程度/総ケー ブル数
		プレストレス 導入完了時 縦締完了時	設計図書との対 比	10%程度/総ケー ブル数
		PC鋼線・鉄筋組立 完了時(工場製作を 除く)	使用材料・設計図書との対 比	30%程度/1構造 物

\*表中の「確認程度等」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上設定する。

### 3-6 確認・立会依頼書

立会とは、特に基準を定めず段階確認を補充するもので川崎市工事請負契約約款第 15 条「監督員の立会及び工事記録の整備等」の規定による監督員の立会を行うものである。確認・立会依頼書は、材料検査、段階確認以外で設計図書や川崎市港湾工事共通仕様書、川崎市土木工事共通仕様書において契約図書との適合を求められているものについて行う。

(川崎市工事請負契約約款第 15 条 監督員の立会及び工事記録の整備等)

(川崎市港湾工事共通仕様書 1-1-19 監督員による材料検査、施工状況検査及び立会)

(川崎市土木工事共通仕様書 3-1-1-5 品質証明)

実務においては、共通仕様書において「段階確認一覧表」以外で監督員の確認を要するとされた事項や工事の内容により監督員が確認・立会を必要と認めたものについて、「確認・立会依頼書」に基づき行うこととなる。よって、施工計画書作成の段階に受注者・発注者間で必要な工種、確認頻度を決定しておく。

また、川崎市工事請負契約約款第 15 条 監督員の立会い及び工事記録の整備等では、次のとおり規定している。

- (1) 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- (2) 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- (3) 監督員は、受注者から (1)、(2) の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。

なお、受注者が希望する場合には、「川崎市港湾局建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき、遠隔により臨場し確認することができる。

**※「段階確認一覧表」以外で、監督員の確認及び立会を要する事項については、「川崎市港湾工事共通仕様書 施工状況検査一覧表」を参照のこと。**

また、土木工事共通仕様書において、「段階確認一覧表」以外で、監督員の確認及び立会を要する事項については、次頁以降に例示する。

監督員が契約の適正な履行を確保するために行う施工状況の把握（「別表 2 施工状況把握一覧（P69 参照）」に示された項目）は、契約図書との適合を監督員自らが認識しておく位置づけのため、「確認・立会依頼書」の作成、提出は不要である。

【参考】段階確認一覧表以外で監督員の確認を要する事項（川崎市土木工事共通仕様書）

編	章	節	条	項	条の名称	確認事項	備 考
1	2	3	1	2	一般事項	地山の土及び岩の分類	受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督員の確認を受けなければならない。
共通編- 土工- 河川土工・海岸土工・砂防土工							
1	2	4	1	4	一般事項	地山の土及び岩の分類	受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督員の確認を受けなければならない。
共通編- 土工- 道路土工							
1	3	3	2	1	工場の選定	レディーミクストコンクリートの品質	受注者は、JISマーク表示認証製品を製造している工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめよう、その資料により監督員の確認を得なければならない。
共通編-無筋・鉄筋コンクリート-レディーミクストコンクリート							
1	3	3	3	2	配合	配合試験	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-1の示方配合表を作成し、監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。
共通編-無筋・鉄筋コンクリート-レディーミクストコンクリート							
1	3	5	3		配合	配合試験	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-1の示方配合表を作成し、監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。
共通編-無筋・鉄筋コンクリート-現場練りコンクリート							
1	3	3	3	6	配合	セメント混和材の品質	受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督員の確認を得なければならない。
共通編-無筋・鉄筋コンクリート-レディーミクストコンクリート							
1	3	5	3		配合	配合試験	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-1の示方配合表を作成し、監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。
共通編-無筋・鉄筋コンクリート-現場練りコンクリート							
2	1	2	4		見本・品質証明資料	材料の品質	受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。
材料編- 一般事項-工事材料の品質							
2	1	2	7		指定材料	指定材料の品質	受注者は、表2-1-2指定材料の品質確認一覧の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。（材料検査（確認）願）
材料編- 一般事項-工事材料の品質							

編	章	節	条	項	条の名称	確認事項	備 考
2	2	12	1		道路標識	反射シート の性能	受注者は、表2-2-27、2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。
					材料編-土木工事材料-道路標識及び区画線		
3	2	3	31	16	現場塗装工	塗料の品質	受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色彩、数量を明記）の確認を監督員に受けなければならない。
					土木工事共通編-一般施工-共通の工種		
6	4	10	2		河川編-水門-橋梁 現場塗装工		
6	5	11	2		河川編-堰-橋梁現場塗装工		
10	3	8	12		道路編-橋梁下部-鋼製橋脚工		
10	4	6	3		道路編-鋼橋上部-橋梁現場塗装工		
10	4	9	7		道路編-鋼橋上部-歩道橋本體工		
3	2	3	33	2	要求性能	綿材の要求性能の確認	線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。
					土木工事共通編-一般施工-かごマット工		
3	2	3	33	3	根固め用袋材の要求性能の確認	根固め用袋材の要求性能の確認	要求性能の確認は、表3-2-14に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。
					土木工事共通編-一般施工-袋詰玉石工		

編	章	節	条	項	条の名称	確認事項	備 考
3	2	7	9	7	固結工	薬液注入工 事の工法等	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の <b>確認</b> を得なければならない。 (1) 工法関係 ① 注入圧 ② 注入速度③ 注入順序 ④ ステップ長 (2) 材料関係 ① 材料 ( 購入・流通経路等を含む) ② ゲルタイム ③ 配合
					土木工事共通編-一般施工 -地盤改良工		
6	1	4	6		河川編-築堤・護岸-地盤 改良工		
10	1	4	7		道路編-道路改良-地盤改 良工		
10	9	4	7		道路編-地下横断歩道-地 盤改良工		
3	2	17	2		材料	肥料、薬剤 の品質 樹木 類の受入検 査	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤 については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の <b>確認</b> を受けなければならない。 受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類につ いては、現場搬入時に監督員の <b>確認</b> を受けなければならない。
					土木工事共通編-一般施工- 植栽維持工		
6	8	12	2		河川編-河川維持-植栽維持 工		
10	14	21	2		道路編-道路維持-植栽維 持工		
6	3	8	4	1	境界工	境界杭 ( 鉋 ) の設 置位置	受注者は、杭 ( 鉋 ) の設置位置については、監督員の <b>確認</b> を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた 場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。
					河川編-樋門・樋管-付属 物設置工		
6	4	8	4		河川編-水門-付属物設置 工		
6	5	20	4		河川編-堰-付属物設置工		
6	8	9	4		河川編-河川維持-付属物 設置工		
6	8	5	2	2	芝養生工	肥料	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図 書によらなければならない。また、肥料については、施工前 に監督員に <b>確認</b> を得なければならない。
					河川編-河川維持-堤防養 生工		
6	8	6	4	5	ボーリング グラウト工	せん孔長	受注者は、監督員が行うせん孔長の <b>確認</b> 後でなければ、せ ん孔機械を移動してはならない。
					河川編-河川維持-構造物 補修工		

編	章	節	条	項	条の名称	確認事項	備 考
10	2	11	2	3	材料	樹木類の受 入検査	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場 搬入時に監督員の <b>確認</b> を受けなければならない。
				道路編-舗装-道路植栽工			
10	16	11	2		材料	肥料、土壌 改良材	道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量 は、設計図書によらなければならない。  なお、施工前に監督員に品質証明等の <b>確認</b> を受けなければ ならない。
				道路編-道路修繕-道路植 栽工			
10	2	11	2	6	掘削工	岩区分の境 界確認	受注者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む） の境界を確認し、監督員の <b>確認</b> を受けなければならない。また、 受注は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状 況と一致しない場合は、監督員と協議する。
				道路編-トンネル (NATM) -トンネル掘削 工			
10	14	20	2		材料	トンネル清 掃で使用する 洗剤	受注者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用 する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に監 督員に品質を証明する資料の <b>確認</b> を受けなければならない。
				道路編-道路維持-道路清 掃工			
10	15	3	2		材料	凍結防止剤 の品質	受注者は、支給品以外の凍結防止剤を使用する場合は、凍 結防止工に使用する凍結防止剤については、施工前に監督員 に品質を証明する資料の <b>確認</b> を受けなければならない。
				道路編-雪寒-除雪工			

【参考】監督員の立会を要する事項（川崎市土木工事共通仕様書）

編	章	節	条	項	条の名称	確認事項	備 考
3	2	6	19	8	コンクリ ート舗装 補修工	アスファル ト注入材の 検収	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収による ものとし、監督員の立会の上に行うものとする。なお、受注 者は、使用する計測装置について、施工前に監督員の承諾を 得なければならない。
				土木工事共通編-一般施工- 一般舗装工			
4	8	7	4				
				河川編-河川維持-路面補修 工			
8	14	4	9		樹木・芝 生管理工	枯死、又は 形姿不良の 判定	枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の 上行うものとし、植替えの時期については発注者と協議しな なければならない。
				道路編-道路維持-舗装工			
3	2	17	3	24			
				土木工事共通編-一般施工- 植栽維持工			
10	14	21	3		道路編-道路維持-植栽維持 工		

別表 2

## 施工状況把握一覧

種 別	細 別	施工時期	把 握 項 目	把握の程度等
場所打杭工	リバース杭等他	コンクリート打設時	品質規格・運搬時間 打設順序・天候・気温	1回／1 構造物
重要構造物 函渠工（樋門、樋管を含む） 躯体工（橋台） PC躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁 共同溝本体工 その他		コンクリート打設時	品質規格・運搬時間 打設順序・天候・気温	1回／1 構造物
床版工		コンクリート打設時	品質規格・運搬時間 打設順序・天候・気温	1回／1 構造物
ポストテンション 桁製作工 プレビーム桁製作工 PC桁製作工		コンクリート打設時（工場製作を除く）	品質規格・運搬時間 打設順序・天候・気温	1回／1 構造物
盛土工 河川・道路		敷均し、転圧時	使用材料、敷均し、締固め状況	1回／1 工事
舗装工	路盤・表層・基層	舗設時	使用材料、敷均し、締固め状況・天候・気温・舗設温度	1回／1 工事
塗装工		清掃、錆落とし施工時	清掃、錆落とし状況	1回／1 工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回／1 工事
樹木・芝生管理、 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回／1 工事

\*表中の「把握の程度等」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案の上、これを最小限として設定する。

## 確認 ・ 立会依頼書

確認 ・ 立会事項

工事名 ○○○○工事

令和 ○年 ○月 ○日

下記について ~~確認~~ ・ 立会 されたく提出します。

## 記

工 種	○○○○工 (○○○現場試験)	
場 所	川崎市川崎区○○○・・・	
資 料	○○○○計画書	
希 望 日 時	令和○年○月○日	○ 時

確 認 立 会 員	○○ ○○	
実 施 日 時	令和○年○月○日	○ 時
記 事		